

# 平成25年度高齢者虐待の状況について

## 1 趣旨

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第25条の規定に基づき、平成25年度の状況を公表する。

## 2 集計の概要

○対象者 65歳以上の高齢者

○対象期間 平成25年4月～平成26年3月

○集計方法 養介護施設従事者等(\*1)による虐待及び養護者(\*2)による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

\*1「養介護施設従事者等」介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

\*2「養護者」高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

## 3 集計結果の概要（詳細は「別紙」のとおり）

### （1）養介護施設従事者等による虐待

虐待認定件数 3件（相談・通報届出件数 7件） [H24年度 1件（同 6件）]

養介護施設等の種別	有料老人ホーム	高齢者共同住宅に併設する訪問介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム（注）
虐待を行った者の職名又は職種	管理職	管理職	経営者・開設者 管理職 介護職員
虐待に対する市町村の対応	再発防止に向けて必要な措置（高齢者虐待防止のための研修の実施等）を講じるよう指導	再発防止に向けて必要な措置（高齢者虐待防止のための研修の実施等）を講じるよう指導	介護保険法に基づく指定の効力の一部停止（小規模多機能型居宅介護事業所） （県：老人福祉法に基づく改善措置命令（有料老人ホーム））

（注）小規模多機能型居宅介護事業所と有料老人ホームは同一法人が同じフロア内に併設しており、被虐待者は両方の施設を利用していた高齢者である。なお、当該施設における虐待事案の内容については、平成25年7月18日付けで公表済み。

### （2）養護者による虐待

①件数 124件（相談・通報届出件数 203件） [H24年度 89件（同 136件）]

虐待を受けた高齢者の性別は、女性が78%、男性が22%で、年齢は、80歳以上が63%を占めた。虐待の種別は、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、介護・世話の放棄・放任、経済的虐待の順に多い。虐待をした者は、息子が最も多く、次いで夫、娘、妻の順に多い。

②市町村の対応

養護者に対する助言・指導や介護保険サービスの利用による分離等により、再発防止に向けた取組が行われた。

## 4 県の取組

虐待の未然防止や早期発見に向け、また虐待が発生した際、迅速かつ適切に対応する体制を構築するため、以下の取組を行っている。

- (1) 高齢者虐待防止法の趣旨等の定着を図るための普及啓発の推進
- (2) 介護保険施設等に対する適切な指導や介護サービス従事者を対象にした研修の実施
- (3) 市町村及び地域包括支援センター職員に対する弁護士等による支援の実施
- (4) 認知症や認知症高齢者等に関する正しい知識の普及

## 5 全国の状況

全国における平成25年度高齢者虐待の状況については、本日付けで厚生労働省から公表される予定である。